

鰻供給安定化事業（拡充）

【平成21年度概算決定額 31（28）百万円】

対策のポイント

ウナギの生産者団体による資源の適正な利用や消費者への情報提供の取組に加え、未利用種ウナギの利用や内水面漁業関係者による増殖の取組を促進することにより、ウナギ資源を安定化させ、ウナギの安定的な供給を図ります。

（背景）

- 平成19年におけるウナギの総供給量10.3万トンのうち、輸入が8.0万トン、国産が2.3万トン。需要の約8割を輸入に依存。
- ウナギの供給は、養殖されたものが大半であり、養殖用種苗となる天然のウナギ稚魚は減少。
- 日本、中国、台湾及び韓国は、同じ場所で生まれたウナギ稚魚を採って養殖を行っているため、共同でウナギ資源を保存することが必要。
- ウナギの一生の大半は河川・湖沼で過ごすため、この時期の管理が重要。

政策目標

低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進
主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保

<内容>

1. 民間連携推進事業

ウナギ稚魚の来遊状況、利用状況、資源の適正管理に必要な措置や養殖生産に関する日本、中国、台湾及び韓国の生産者団体間での民間協議を支援します。

2. 構造調整推進事業

養殖ウナギの生産履歴に関する適切な情報提供、現在利用されていない種類のウナギの試験的養殖・加工の取組を支援します。

3. 親鰻放流事業

ウナギ資源の保存のために、中国、台湾と連携した親鰻放流を支援します。

4. 内水面鰻資源増殖支援事業

内水面漁業関係者によるウナギ稚魚の放流や漁場管理といった資源増殖の取組を支援します。

補助率：1及び3 定額
2及び4 定額、1／2
事業実施主体：民間団体

担当課：水産庁栽培養殖課

担当班：内水面班 中村

03-3502-8489（直）